



第74回

定時株主総会 招集ご通知



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1926/>



日時 2021年6月29日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館)
3階 富士(西)の間

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、事前に議決権を行使いただき、定時株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番35号

ライト工業株式会社

代表取締役社長 阿久津和浩

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご確認くださいませようご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、定時株主総会当日はご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに到着**するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、**2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご入力**ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日時	2021年6月29日(火曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)
2	場所	東京都千代田区九段北四丁目2番25号 アルカディア市ヶ谷(私学会館) 3階 富士(西)の間
3	目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第74期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第74期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件 <hr/> <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面(郵送)により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.raito.co.jp>)に掲載させていただきます。
 当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.raito.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

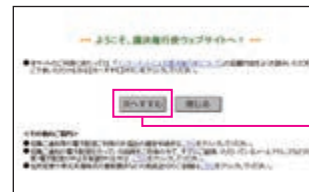
機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

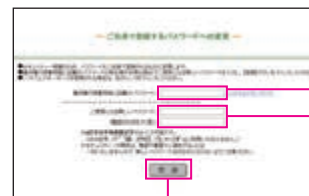


「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、安定的な配当の維持を基本に業績と経営環境を勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,598,129,550円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日（水）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役阿久津和浩、船山重明、藤澤伸行、川村公平、西誠、柴田忠の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役2名を増員し、合計8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 <small>あ く つ かず ひろ</small> 阿久津 和浩	代表取締役社長
2	再任 <small>ふ な や ま し げ あ き</small> 船山 重明	専務取締役経営管理本部長
3	再任 <small>か わ む ら こ う へ い</small> 川村 公平	専務取締役技術営業本部長
4	再任 <small>に し ま こ と</small> 西 誠	常務取締役経営企画本部長
5	新任 <small>か ね と う た つ や</small> 金藤 達也	常務執行役員中部統括支店長
6	新任 <small>し み ず ひ ろ こ</small> 清水 裕子 <small>社外 独立</small>	
7	新任 <small>な が た た け し</small> 永田 武 <small>社外 独立</small>	
8	新任 <small>あ さ の ひ ろ み</small> 浅野 浩美 <small>社外 独立</small>	

候補者番号 1

あ く つ か ず ひ ろ
阿久津 和浩

(1960年12月18日生)

再任



在任年数（本株主総会最終時）
6年

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

所有する当社株式数
10,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2010年 4月 当社東日本支社長
2010年 7月 当社執行役員東日本支社長
2013年 4月 当社常務執行役員関東支社長
2015年 6月 当社取締役関東支社長
2016年 6月 当社常務取締役関東支社長
2018年 4月 当社常務取締役技術営業本部長
2019年 4月 当社常務取締役施工技術本部長
2019年 6月 当社専務取締役施工技術本部長
2020年 6月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

阿久津和浩氏は、代表取締役就任後、当社最高経営責任者として高いリーダーシップと経営手腕により企業価値向上に貢献しています。

また、就任後直ちに全業務におけるDXを推進し働き方改革と生産性の向上を推進しております。

当社の持続的成長を担うに相応しい経験と資質は、当社グループ経営において必要不可欠である事から引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **2**



在任年数（本株主総会最終時）
12年

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

所有する当社株式数
15,500株

ふな やま しげ あき
船山 重明

(1957年11月18日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社太陽神戸銀行入行
- 2007年 4月 株式会社三井住友銀行渋谷法人営業第一部長
- 2009年 4月 同行監査部上席考査役
- 2009年 5月 当社顧問
- 2009年 6月 当社取締役財務経理担当
- 2011年 4月 当社取締役経営管理本部長
- 2012年 6月 当社常務取締役経営管理本部長
- 2016年 6月 当社専務取締役経営管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

船山重明氏は、経営管理における豊富な業務経験と知識の基、卓越した手腕を発揮し強固な経営基盤を構築してまいりました。

また、コンプライアンス推進統括者として人財教育を実施し職員の質の向上に寄与し、CRE戦略においては資産の有効利用を推進するなど企業価値向上に貢献してまいりました。

経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、取締役としての役割を適切に果たしており引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **3**

かわ むら こう へい
川村 公平

(1960年4月28日生)

再任



在任年数 (本株主総会最終時)
4年

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

所有する当社株式数
5,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社東日本支社副支社長
- 2010年 4月 当社海外事業本部副本部長
- 2011年 4月 当社東北統括支店副支店長
- 2013年 4月 当社執行役員東北統括支店長
- 2016年 4月 当社常務執行役員東北統括支店長
- 2017年 6月 当社取締役東北統括支店長
- 2019年 6月 当社常務取締役技術営業本部長
- 2020年 6月 当社専務取締役技術営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

川村公平氏は、支店や海外事業で培った営業経験を有し、技術営業本部長として幅広い業務経歴から得た知見と、顧客との技術的信頼関係をもとに業績を拡大し企業価値向上に寄与しております。

築き上げた顧客からの信頼と実績は企業価値向上に貢献しており、取締役として経営全般に活かすことができると考えており引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **4**



在任年数（本株主総会最終時）
10年

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

所有する当社株式数
10,100株

にし
西
まこと
誠

(1960年10月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
- 2005年10月 当社営業本部営業企画部長
- 2008年 4月 当社営業本部副本部長
- 2009年 4月 当社執行役員人事総務担当
- 2011年 4月 当社執行役員経営企画本部長
- 2011年 6月 当社取締役経営企画本部長
- 2016年 6月 当社常務取締役経営企画本部長（現任）

取締役候補者とした理由

西誠氏は、経営企画における幅広い知識と実務経験を基に、経営計画の策定やIR活動の充実に尽力しております。

また、人事面では人事制度の改革を実施するとともに、採用においても人材の確保に努め企業価値向上に寄与しております。

経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしており引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **5**



在任年数（本株主総会最終時）
-年

取締役会への出席状況
-回/-回 (-%)

所有する当社株式数
15,900株

かねとう たつや
金藤 達也

(1961年6月16日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年 7月 当社入社
- 2007年 4月 当社大阪支店神戸営業所長
- 2011年 4月 当社中部統括支店施工技術部長
- 2012年 4月 当社中部統括支店副支店長
- 2013年 4月 当社執行役員中部統括支店長
- 2016年 4月 当社常務執行役員中部統括支店長（現任）

取締役候補者とした理由

金藤達也氏は、入社以来、施工部門、営業部門において顧客との間で高い信頼関係を構築し業績の向上に寄与してまいりました。

また、中部統括支店長として、広い視野と独自の視点から高いマネジメント力を発揮し支店業績のさらなる向上に貢献しています。

その実績と高い経営管理能力は、当社の持続的成長に資するものであることから選任をお願いするものです。

候補者番号 **6**



在任年数 (本株主総会最終時)

-年

取締役会への出席状況

-回/-回 (-%)

所有する当社株式数

-株

しみず ひろこ
清水 裕子

(1957年3月8日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 富士通株式会社入社
2002年 4月 株式会社富士通イーテール[®] 07エシヨナル[®] 代表取締役社長
2007年 4月 富士通株式会社サービスビジネス本部主席部長
2011年 8月 ISO/IEC JTC1 SC40/WG3 国内委員会主査 (現任)
2013年 9月 エイチアールワン株式会社常務執行役員
2015年11月 株式会社東京システムリサーチ執行役員
2019年 6月 ITES-BPO JIS 原案作成委員会委員長 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

清水裕子氏を独立社外取締役候補者とした理由は、同氏は情報技術分野についての豊富な知見と人事部門での多くの経験を積んでおり、経営陣から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。

また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会それぞれの委員に就任頂き役員報酬等の決定や役員候補の選定に客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めている独立性基準を満たしております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号 7

ながた たけし
永田 武

(1958年12月16日生)

新任



在任年数（本株主総会最終時）
-年

取締役会への出席状況
-回 / -回 (-%)

所有する当社株式数
-株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 仙台国税局採用
2009年 7月 本郷税務署長
2015年 7月 金沢国税局総務部長
2017年 7月 高松国税局長
2019年11月 永田武税理士事務所 税理士登録（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

永田武氏を独立社外取締役候補者とした理由は、同氏は税務行政を通じ広く産業界全般と接してきた豊富な経験と高い知見により経営陣から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会それぞれの委員に就任頂き役員報酬等の決定や役員候補の選定に客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めている独立性基準を満たしております。

候補者番号 **8**



在任年数（本株主総会終結時）

-年

取締役会への出席状況

-回/-回 (-%)

所有する当社株式数

-株

あ さ の ひ ろ し
浅野 浩美

(1961年1月20日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 労働省入省
- 2000年 4月 厚生労働省群馬労働局総務部長・職業安定部長
- 2007年 4月 厚生労働省東京労働局需給調整事業部長
- 2015年 4月 厚生労働省職業安定局首席職業指導官
- 2019年 3月 厚生労働省栃木労働局長
- 2021年 3月 厚生労働省退官
- 2021年 4月 事業創造大学院大学事業創造研究科教授（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

浅野浩美氏を独立社外取締役候補者とした理由は、同氏は人材育成、雇用管理等の面から幅広いマネジメント経験があるほか、これらに係る専門的知見を有し、経営陣から独立した立場で、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会それぞれの委員に就任頂き役員報酬等の決定や役員候補の選定に客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めている独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者清水裕子氏、永田武氏及び浅野浩美氏の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。
- 各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 当該契約の保険料について、被保険者の保険料負担はなく、全額会社が負担しております。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役との間で損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。清水裕子氏、永田武氏及び浅野浩美氏の各氏が選任された場合当該契約を締結する予定であります（契約内容の概要は事業報告36頁に記載の通りです。）。
5. 社外取締役候補者清水裕子氏、永田武氏及び浅野浩美氏の各氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役木下博之氏は、任期満了となります。また、監査役宮城信二氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 きのした ひろゆき 木下 博之	監査役（常勤）
2	新任 いいだ のぶお 飯田 信夫 社外 独立	

候補者番号 1

きのした ひろゆき
木下 博之

(1955年11月27日生)

再任



在任年数 (本株主総会最終時)
8年

取締役会への出席状況
12回/12回 (100%)

監査役会への出席状況
12回/12回 (100%)

所有する当社株式数
13,300株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2008年 4月 当社経理部長
2009年 4月 当社財務経理部長
2011年 4月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼財務経理部長
2013年 6月 当社常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

木下博之氏は財務及び会計に関する相当の知見を有しており、平成25年6月に監査役就任後は、重要な会議体への出席を強め広く情報を収集し監査役職務の充実に努めております。

また、内部統制システムの整備対象項目の拡充や内部通報窓口を監査役に設置する等、監査役の職務の執行並びに取締役の監督を強化しています。

当社において監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号 **2**



在任年数 (本株主総会最終時)
-年

取締役会への出席状況
-回 / -回 (-%)

監査役会への出席状況
-回 / -回 (-%)

所有する当社株式数
-株

い い だ の ぶ お
飯田 信夫

(1956年7月14日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 株式会社太陽神戸銀行入行
- 2008年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪北法人営業本部長
- 2010年 4月 株式会社三井住友銀行退社
- 2010年 6月 陽光ビルME株式会社代表取締役社長
- 2017年 6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長
株式会社陽栄代表取締役社長
- 2019年 6月 株式会社コガネイ非常勤監査役 (現任)
- 2020年 6月 株式会社陽栄代表取締役会長

社外監査役候補者とした理由

飯田信夫氏は、他社の代表取締役や社外監査役を歴任するなど取締役としての豊富な経験を有し、当社と利害関係のない立場から、取締役の職務の監督、適法性監査に十分な役割を果たしていくものと判断し社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者飯田信夫氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。
- 各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- 当該契約の保険料について、被保険者の保険料負担はなく、全額会社が負担しております。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役との間で損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。飯田信夫氏が選任された場合当該契約を締結する予定であります（契約内容の概要は事業報告36頁に記載の通りです。）。
5. 社外監査役候補者飯田信夫氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により経済活動が制限されるなか、企業収益の悪化や個人消費の落ち込みにより、厳しい状況で推移しました。足元では各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きも出ているものの、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化や先行き不透明感から民間設備投資や住宅投資が減少するなど、民間建設投資に落ち込みが見られました。一方で、政府建設投資は社会インフラの老朽化や多発する自然災害への対応を中心として引き続き高水準で推移し、良好な受注環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、第1四半期にあたる4月～5月にかけて、主に首都圏において一部の工事で中断が発生するなど施工の進捗に遅れが見られたものの、6月以降は大きな影響もなく手持工事が順調に進捗したため、1,082億9百万円(前期比1.9%増)となりました。

利益面では、売上高の増加に加え、工事採算性が向上したことにより、売上総利益は221億6千8百万円(前期比10.1%増)となりました。

営業利益につきましては、売上総利益が増加したことにより、117億2千7百万円(前期比18.8%増)となりました。経常利益は、121億3千6百万円(前期比26.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、86億4千万円(前期比22.3%増)となりました。

招集
ご
通知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告

なお、企業集団及び当社の当期における受注高・売上高・手持工事高は、下記の通りであります。

企業集団の受注高・売上高・手持工事高

建設部門

(カッコ内は当社)

受注高

111,547百万円
(96,767百万円)

売上高

107,645百万円
(89,918百万円)

手持工事高

62,768百万円
(48,937百万円)

建設部門における受注高・売上高・手持工事高の工事種目別内訳は次頁の通りであります。

商品・資材販売部門

受注高

- 百万円
(-百万円)

売上高

563 百万円
(-百万円)

手持工事高

- 百万円
(-百万円)

建設部門以外では受注生産は行っておりません。

合計

受注高

111,547百万円
(96,767百万円)

売上高

108,209百万円
(89,918百万円)

手持工事高

62,768百万円
(48,937百万円)

工事種目別内訳

(カッコ内は当社)

斜面・法面对策工事



受注高

38,383百万円
(34,203百万円)

売上高

40,597百万円
(35,544百万円)

手持工事高

13,879百万円
(12,424百万円)

平成30年7月豪雨および北海道胆振東部地震の災害復旧工事の反動減などにより、383億8千3百万円(前期比3.1%減)となりました。

基礎・地盤改良工事



受注高

36,349百万円
(33,793百万円)

売上高

36,230百万円
(32,471百万円)

手持工事高

19,414百万円
(16,303百万円)

当社において空港分野の液状化対策工事が増加したものの、米国連結子会社の地盤改良工事が減少したことなどにより、363億4千9百万円(前期比0.7%減)となりました。

補修・補強工事



受注高

11,339百万円
(11,002百万円)

売上高

5,628百万円
(5,420百万円)

手持工事高

7,068百万円
(6,929百万円)

NEXCO発注の大型橋梁補修工事を複数件受注したことなどにより、113億3千9百万円(前期比196.9%増)となりました。

環境修復工事



受注高

2,705百万円
(2,705百万円)

売上高

2,061百万円
(2,061百万円)

手持工事高

1,202百万円
(1,202百万円)

民間発注の土壌汚染対策工事の受注が増加したことなどにより、27億5百万円(前期比95.3%増)となりました。

建築工事



受注高

14,772百万円
(12,872百万円)

売上高

15,304百万円
(12,560百万円)

手持工事高

12,017百万円
(11,241百万円)

首都圏におけるマンション建築工事の受注が増加したことなどにより、147億7千2百万円(前期比2.6%増)となりました。

一般土木・その他工事



受注高

7,997百万円
(2,190百万円)

売上高

7,823百万円
(1,860百万円)

手持工事高

9,185百万円
(835百万円)

道路の新設に伴う一般土木工事の受注が増加したことなどにより、79億9千7百万円(前期比33.3%増)となりました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の主なものは、工事中機械の購入であります。

(3) 資金調達の状況

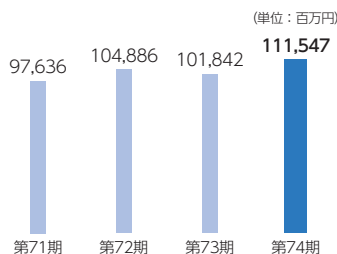
当連結会計年度におきましては、社債、新株発行等による資金調達は行っておりません。また、運転資金の効率的な調達を行うため、銀行5行と総額134億8千2百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメントラインの契約を締結しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

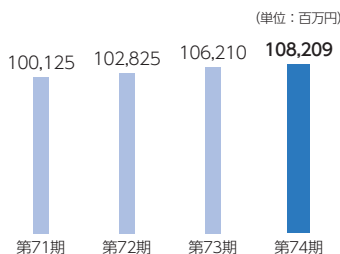
(単位：百万円)

区分	第71期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第72期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第73期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第74期(当期) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
受注高	97,636	104,886	101,842	111,547
売上高	100,125	102,825	106,210	108,209
経常利益	9,209	10,124	9,582	12,136
親会社株主に帰属する当期純利益	6,546	6,512	7,066	8,640
1株当たり当期純利益	124円43銭	124円35銭	136円21銭	166円58銭
総資産	93,765	96,745	101,101	112,610
純資産	58,785	62,747	68,215	75,917
1株当たり純資産	1,118円11銭	1,209円47銭	1,312円74銭	1,463円01銭

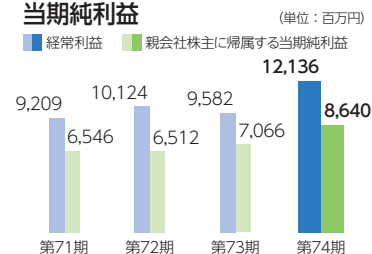
受注高



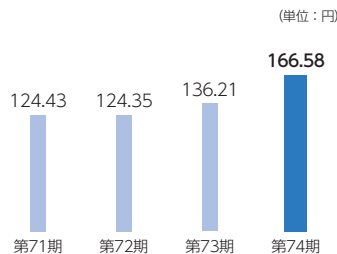
売上高



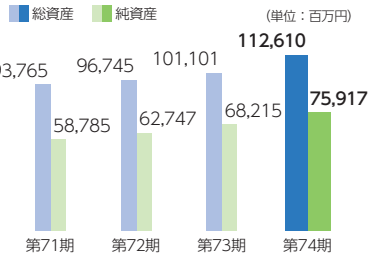
経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



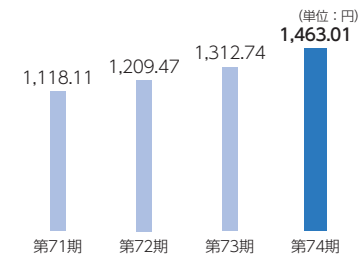
1株当たり当期純利益



総資産・純資産



1株当たり純資産



(注) 1株当たり当期純利益の算定については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、短期的には当社グループのコア事業との親和性が高い防災・減災、国土強靱化を中心とした政府建設投資が底堅く推移することが見込まれ、引き続き良好な受注環境が続くものと予想をしております。一方で中長期的には、財政的な制約や人口の減少を背景として国内建設市場が縮小し、競争が激化していく可能性も予想されます。

このような状況の中、事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するために、中期経営計画「Raito2021」の基本方針に掲げる「持続的成長に向けた企業力の向上」のもと、以下の課題に取り組んでまいります。

① 安全衛生管理と品質管理の徹底

「人命尊重・安全第一」の基本理念のもと、労働安全衛生に関する法令や通達の遵守及び徹底した品質管理を行うとともに、働き方改革の推進によりワークライフバランスの充実を図ることで、全ての人が信頼される企業を目指すことに努めてまいります。

② 専業土木分野における総合力の強化

働き方改革を可能とする施工効率の向上を目指し、積極的なハード・ソフトウェアへの投資により生産性向上を可能とするとともに、グループの個性を活かした地域に根ざす営業をベースに安定収益の確保に努めてまいります。

③ 建築事業分野での成長

営業エリアの拡大により事業量を確保し、非住宅部門やリニューアル事業の強化とともに、公共工事への参入や事業パートナーとの提携などの新たな体制構築を図ることで一層の成長に努めてまいります。

④ 海外事業分野での成長

ローカルパートナーとのアライアンスの強化に加え、各拠点における更なる現地化を推進するとともに、情報収集の強化によるグローバルなプロジェクト案件への対応を強化することで一層の成長に努めてまいります。

⑤ 技術開発力の強化

ICT法面、ICT地盤改良のトップランナーを目指した技術の開発及び技術者・技能者の減少に対応するための省人化技術の開発を行うとともに、外部連携を含めた体制強化によるスピード感を持った開発の推進に努めてまいります。

⑥ 経営・財務基盤の強化

強固な財務基盤を確立することにより投資余力を創造し、新たな成長を実現するための将来への投資と人的資源の確保をするとともに、経営効率向上のためのICT利用の高度化を行い経営・財務基盤の一層の強化に努めてまいります。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主な事業内容
RAITO, INC.	百万米ドル 31	% 100	地盤改良工事を主体とした建設工事業
(株)小野良組	百万円 100	% 100	総合建設業
(株)アウラ・シーイー	百万円 100	% 100	建設資材販売、車両・建設機械・事務用機器のリース業、 建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)みちのくリアライズ	百万円 125	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)東北リアライズ	百万円 175	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)福島リアライズ	百万円 100	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)新潟リアライズ	百万円 100	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)東海リアライズ	百万円 125	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
サンヨー緑化産業(株)	百万円 50	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)山口リアライズ	百万円 100	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)九州リアライズ	百万円 75	% 100	建設工事の設計・施工・管理・請負
(株)やさしい手らいと	百万円 70	% 100	介護サービス業

② 技術提携の状況

技術提携の主な相手先は、フランス共和国のソレタンシュバツシー社であり、地盤改良工事及び環境保全工事等に関する技術提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社14社、関連会社3社、非連結子会社4社で構成され、建設事業及びその他（車両・建設機械・事務用機器のリース、建設資材の販売、損害・生命保険代理店、福利厚生施設の管理、介護サービス等）の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 千 代 田 区
北 海 道 統 括 支 店	北 海 道 札 幌 市
東 北 統 括 支 店	宮 城 県 仙 台 市
関 東 支 社	東 京 都 墨 田 区
関 東 防 災 統 括 支 店	東 京 都 立 川 市
関 越 統 括 支 店	新 潟 県 新 潟 市
中 部 統 括 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
西 日 本 支 社	大 阪 府 吹 田 市
中 国 統 括 支 店	広 島 県 広 島 市
九 州 統 括 支 店	福 岡 県 福 岡 市
R & D セ ン タ ー	茨 城 県 つ く ば 市

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
R A I T O , I N C .	米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
(株) 小 野 良 組	宮 城 県 気 仙 沼 市
(株) ア ウ ラ ・ シ ー イ ー	神 奈 川 県 横 浜 市
(株) み ち の く リ ア ラ イ ズ	岩 手 県 盛 岡 市
(株) 東 北 リ ア ラ イ ズ	宮 城 県 仙 台 市
(株) 福 島 リ ア ラ イ ズ	福 島 県 郡 山 市
(株) 新 潟 リ ア ラ イ ズ	新 潟 県 長 岡 市
(株) 東 海 リ ア ラ イ ズ	愛 知 県 瀬 戸 市
サ ン ヨ ー 緑 化 産 業 (株)	広 島 県 広 島 市
(株) 山 口 リ ア ラ イ ズ	山 口 県 山 口 市
(株) 九 州 リ ア ラ イ ズ	福 岡 県 福 岡 市
(株) や さ し い 手 ら い と	神 奈 川 県 横 浜 市

(2021年3月31日現在)

北海道エリア

北海道統括支店

東北エリア

東北統括支店

(株)みちのくリアライズ

(株)東北リアライズ

(株)小野良組

(株)福島リアライズ

北関東・信越エリア

関東統括支店

(株)新潟リアライズ

関東エリア

本社

関東支社

関東防災統括支店

(株)アウラ・シーイー

(株)やさしい手らいと

東海・北陸エリア

中部統括支店

(株)東海リアライズ

西日本エリア

西日本支社

中国統括支店

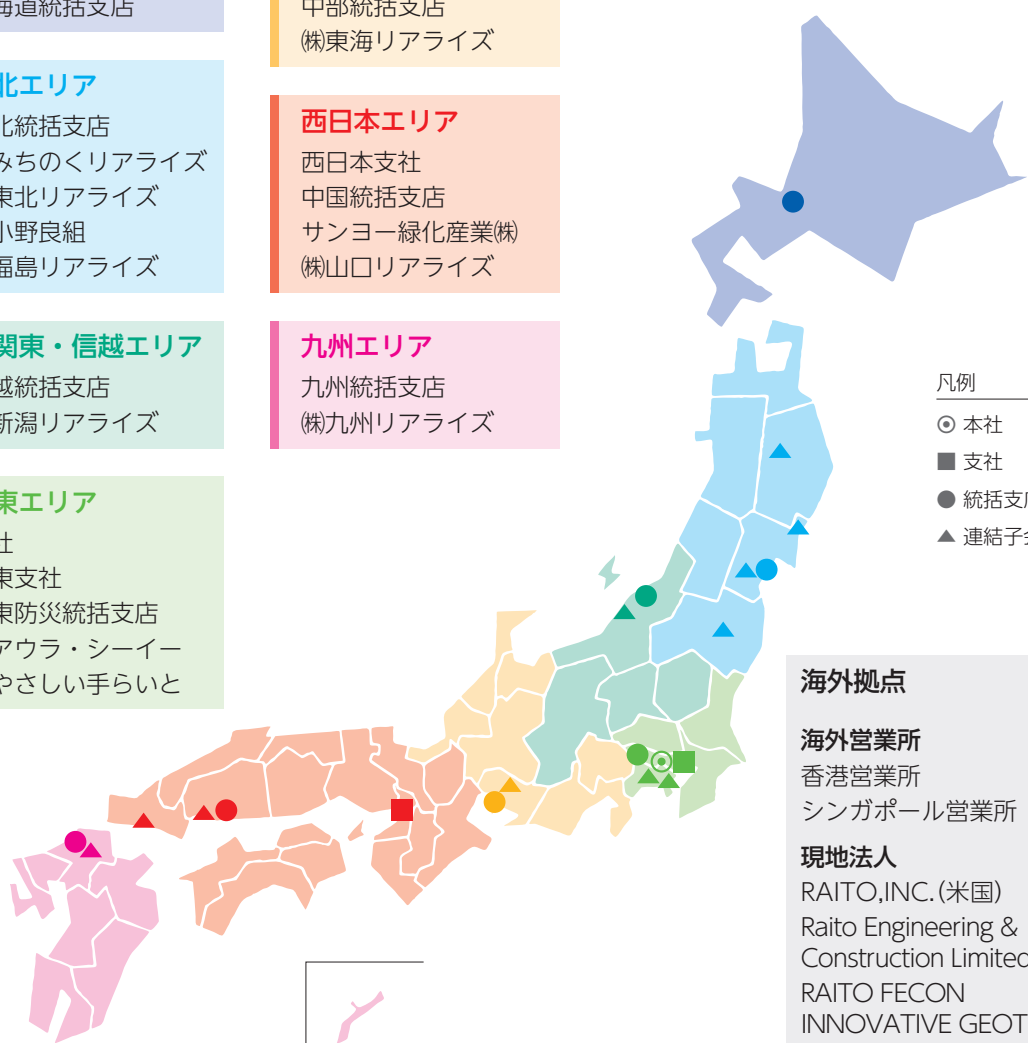
サンヨー緑化産業(株)

(株)山口リアライズ

九州エリア

九州統括支店

(株)九州リアライズ



凡例

○ 本社

■ 支社

● 統括支店

▲ 連結子会社

海外拠点

海外営業所

香港営業所

シンガポール営業所

現地法人

RAITO, INC. (米国)

Raito Engineering &

Construction Limited (香港)

RAITO FECON

INNOVATIVE GEOTECHNICAL

ENGINEERING JSC (ベトナム)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
計	1,244名	52名 (増)

(ご参考) 当社の従業員の状況

性別	従 業 員 数			前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	技術	事務	計			
男子	747名	123名	870名	22 (増)名	44.1歳	16.9年
女子	16	54	70	4 (増)	41.5	13.8
計又は平均	763	177	940	26 (増)	43.9	16.7

(注) 従業員数は、他社への出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 198,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 51,962,591株
(自己株式 5,841,859株を除く)
- (3) 株主数 9,976名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,493	12.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,835	11.22
太陽生命保険株式会社	2,734	5.26
株式会社三井住友銀行	2,595	4.99
日本生命保険相互会社	2,039	3.92
株式会社北陸銀行	1,601	3.08
GOVERNMENT OF NORWAY	1,383	2.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	940	1.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	822	1.58
REYALE UNIVERSITY	713	1.37
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)		

- (注) 1. 当社は自己株式5,841千株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式137千株 (取締役に対する業績連動型株式報酬信託分) は含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

業績連動型株式報酬制度に係る信託による当社株式の取得について

2017年6月29日開催の第70回定時株主総会において決議し導入した、業績連動型株式報酬制度に基づき、当社が金銭を拠出し設定した株式交付信託の仕組みにより取得した当社株式は、2021年3月31日現在において137,300株です。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中当社使用人等に交付した新株予約権の内容等

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	鈴木和夫	
代表取締役社長	阿久津和浩	
専務取締役	船山重明	経営管理本部長
専務取締役	藤澤伸行	開発本部長
専務取締役	宝輪洋一	安全品質環境本部長
専務取締役	川村公平	技術営業本部長
常務取締役	西 誠	経営企画本部長
常務取締役	村井祐介	関東支社長
常務取締役	山本明伸	建築事業本部長
取締役	川本治	施工技術本部長
取締役	柴田忠真	税理士 弁護士
取締役	白井 真	株式会社マネースクエアHD社外取締役 株式会社ビットポイントジャパン社外監査役 西日本技術開発株式会社技術顧問
取締役	國生剛治	
監査役(常勤)	木下博之	
監査役	宮城信二	
監査役	前波吉伸	新宿エヌ・エスビル株式会社代表取締役社長 株式会社図研社外監査役 弁護士
監査役	丸野登紀子	株式会社地域新聞社社外監査役 株式会社ニチリョク社外監査役

- (注) 1. 取締役柴田忠氏、白井真氏及び國生剛治氏は、社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役木下博之氏は、長年にわたる経理部門での経験を有し、2008年から2013年までの間、当社財務経理部長の職に就くなど、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
3. 監査役宮城信二氏、前波吉伸氏及び丸野登紀子氏は社外監査役であります。なお、各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。

また、当該契約の保険料について、被保険者の保険料負担はなく、全額会社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ 基本方針

当社の取締役の報酬については、当社の経営理念の実現に資する人材の確保・維持を図り、もって、業績及び中長期的な企業価値の向上を達成すべく、各取締役の意欲を引き出すに相応しい、業績連動を重視した最適な報酬制度を構築すること、並びに報酬制度の体系及びその決定のプロセスに合理性、公正性及び透明性を確保することを基本方針としております。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動金銭報酬（定期同額給与）、及び業績連動型株式報酬により構成し、監督及び助言機能を担う社外取締役の報酬は固定報酬のみといたします。

監査機能を担う監査役の報酬は固定報酬のみといたします。

ロ 報酬水準

役員の報酬については、当社の経営環境や社外専門機関による調査結果などを参考とし、適切な水準で設定し、適宜・適切に見直すものといたします。

ハ 報酬構成

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位毎にその職責に応じた「固定報酬」、各事業年度の業績及び成果を反映する「業績連動金銭報酬（定期同額給与）」、及び株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで中長期的な業績及び企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とした「業績連動型株式報酬」をもって構成しております。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場から経営に対する監督及び助言を行う立場を考慮し、固定報酬のみをもって構成しております。

監査役の報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬のみをもって構成しております。

(i) 固定報酬

各取締役の職責に応じた役位ごとの定額金銭報酬とし、経営環境や他社水準等を考慮し決定しております。

(ii) 業績連動金銭報酬（定期同額給与）

毎期の業績に連動し、各取締役の職責に応じた役位ごとに支給額が決定される金銭報酬とし、業績連動の算定指標については、毎期の経営成績を判断する客観的指標である連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益をもって指標とし、各指標の達成度及び前期業績に対する増減率等を勘案し、決定いたします。支給水準については役位毎の職責などを鑑み設定し、各取締役の固定報酬額に対し100%を上限とし、下限は不支給といたします。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る目標および実績は下記の通りであります。

指 標	目標（百万円）	実績（百万円）
営業利益	9,100	11,727
親会社株主に帰属する当期純利益	6,600	8,640

(iii) 業績連動型株式報酬

株主との間で株主価値を共有し、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとする業績連動型株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて、当社が各取締役に付与するポイントの数（その総数の上限は1事業年度当たり30,000ポイント）に相当する株式（1ポイント＝1株）が本信託を通じて各取締役に対して交付されるものとし、各取締役は、原則として取締役の退任時に株式の交付を受けるものとしております。

上記（ii）及び（iii）記載の各業績連動型報酬につき、各指標を達成した場合における社外取締役を除く取締役の報酬構成の比率の目安は以下の通りであります。

固定報酬	業績連動型金銭報酬	業績連動型株式報酬
概ね50%程度 ～70%程度	概ね40%程度 ～20%程度	概ね10%程度

二 報酬決定に関する手続き

役員報酬に関する決定プロセスの合理性、公正性、及び透明性を確保する目的を実現するため、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会においては、上記の目的に基づき委員長は筆頭独立社外取締役が務め、役員報酬の基本方針、報酬制度・体系、算定方式、個人別の報酬内容等について審議し、その結果を取締役に答申いたします。

取締役の報酬は、当該報酬委員会の答申結果を踏まえ、取締役会において決定しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、監査役の協議に基づき決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1996年6月27日開催の第49回定時株主総会において、報酬限度額について、取締役は月額27百万円以内（使用人分給与は含まない）及び監査役は月額5百万円以内と決議いたしております。当該決議に係る取締役の員数は21名、監査役の員数は4名であります。

また、2017年6月29日開催の第70回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別に、連続する3事業年度を業績連動型株式報酬制度の対象期間として設定する信託（本信託）に対して金90百万円を上限とする金銭を当社が拠出し、本信託を通じて社外取締役を除く各取締役に当社株式の交付を行うこと及び当該株式の交付は当社が取締役に付与するポイント数をもって行われるところ、その総数は、1事業年度当たり30,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限とすることを決議いたしております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動型金銭報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	339,897 (18,150)	230,850 (18,150)	81,390 (—)	27,657 (—)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	35,760 (12,600)	35,760 (12,600)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	375,657 (30,750)	266,610 (30,750)	81,390 (—)	27,567 (—)	17 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動型株式報酬については、2017年6月29日開催の第70回定時株主総会の決議において導入した業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役・使用人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役前波吉伸氏は新宿エヌ・エスビル株式会社代表取締役社長を兼務しております。また、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役白井真氏は株式会社マネースクエアHDの社外取締役及び株式会社ビットポイントジャパンの社外監査役を兼務しております。また、各兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役前波吉伸氏は株式会社函研の社外監査役を兼務しております。また、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役丸野登紀子氏は株式会社地域新聞社及び株式会社ニチリョクの社外監査役を兼務しております。各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 事業年度中の取締役会等での活動状況

氏名	地位	出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
柴田 忠	社外取締役	取締役会 12回 (100%)	筆頭独立社外取締役として、報酬委員会委員長を務め、委員会の運営を主導するとともに、これまでに培われた豊富な専門知識及び見識並びに経験に基づく有益な発言を積極的に行っております。
白井 真	社外取締役	取締役会 12回 (100%)	財務省及び金融庁在籍経験と弁護士としての高い知見、また会社法や金融商品取引等に関する法知識に基づく客観的な視点により有益な発言を積極的に行っております。
國生 剛治	社外取締役	取締役会 9回 (100%)	長年にわたり民間研究機関や大学教授を務め、その経歴を通じて培った豊富な専門知識と深い知見に基づく有益な発言を積極的に行っております。
宮城 信二	社外監査役	取締役会 12回 (100%) 監査役会 12回 (100%)	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行っております。
前波 吉伸	社外監査役	取締役会 12回 (100%) 監査役会 12回 (100%)	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行っております。
丸野 登紀子	社外監査役	取締役会 12回 (100%) 監査役会 12回 (100%)	弁護士としての企業法務に関する高い専門的見地と幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行っております。

(注) 社外取締役國生剛治氏は、2020年6月25日開催の第73回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は9回であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間に当社定款及び会社法第427条の規定による同法第423条の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金4百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

⑤ 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度において役員として受領した報酬等の総額

該当する事項はありません。

5 会計監査人の状況

会計監査人の名称	当事業年度に係る監査報酬等の額	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	50百万円	50百万円

- (注) 1. 上記会計監査人の当事業年度に係る報酬額等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

非監査業務の内容

該当する事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として認識しており、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討した上で、株主還元の充実に努めることを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、業績や経営環境を勘案した上で、長期的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。また、この基本方針のもと、中期経営計画「Raito2021」において配当性向30%以上を目標に掲げております。

当期の配当につきましては、上記の方針と中期経営計画目標を踏まえ、1株あたり50円を予定しております。

また、次期の配当につきましては、1株当たり51円の配当を予定しております。

7 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正性を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は、以下の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり、遵守すべき基本的事項として、「コンプライアンス基本方針」及び「ライト工業グループ行動規範」を定め、取締役自ら率先垂範し全職員への周知徹底を図る。
- (2) 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」により、遵守状況の監視を行うとともに、関連規程の見直し、定期的な研修を行う。
- (3) 内部通報を担当する部署を定め、法令、諸規程等に違反する行為を早期に把握するとともに、内部通報制度の構築・充実を図る。
- (4) 業務プロセスにおいて是正すべき事項が生じたときは、改善すべき事項の検討及び改善案の実施により、内部統制システムの有効性を確保する。
- (5) 市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し不当要求に応じない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則並びに文書規程に基づき、法令で作成・保管が義務付けられている文書、経営の重要な意思決定に関する情報等を常時閲覧が可能な状態で保管・管理するとともに、情報の種類別に相当期間保存する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」に則り、経営に重大な影響を与えるリスクの予防措置を行う。また、発生した場合は、社長、担当取締役もしくは担当執行役員を本部長とする対策本部を速やかに設置し、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。
- (2) 「危機管理委員会」は、危機管理マニュアルに定めるリスクの分類・把握を行うとともに定期的に規程の改訂、研修・訓練等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の決定に基づく「社則」に則り、各部署の職務分掌を明確にし、職務権限、稟議規程等により、役割、責任、執行手順の詳細を定める。
- (2) 取締役会を原則として月1回開催するとともに、本部長会議を毎週開催し、経営のスピード化を図る。
- (3) 社外役員と社長等経営幹部の懇談会を取締役会開催日に行い、コミュニケーションの向上と監視・監督機能の強化を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」の規定により、グループにおける業務の適正を確保する。
- (2) 各子会社は当社の担当部署が統括し、当該部署の担当取締役もしくは担当執行役員は定期的に業務執行状況を取締役会に報告する。
- (3) 各子会社の責任者は、会社ごとに定められた決裁・報告の定めを遵守し、業務執行を行う。
- (4) 当社グループは、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
 - (1) 監査役の職務を補助する使用人として、「監査役会事務局」を置く。
 - (2) 当該使用人による監査役の職務の補助に関しては、取締役の指揮命令は及ばないこととし、人事異動・人事考課等については監査役と協議の上決定する。
7. **当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為、重要な法令・定款に違反する行為を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 監査役は、取締役会及び重要会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務執行状況を把握し、監査役が必要と判断したときは、取締役及び使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。
 - (3) 監査役は、必要に応じて、各子会社の重要な会議に出席するほか、各子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、各子会社の役職員あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、各子会社の業務執行の状況を把握する。
 - (4) 当社グループは、本項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。
8. **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、重要な課題や経営情報などを共有する機会を持ち意見交換を行う。
 - (2) 監査役は会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報交換を行う。
 - (3) 監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとする。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 社内研修や会議体を通じて「コンプライアンス基本方針」、「ライト工業グループ行動規範」を全役職員に配布し、教育を実施しました。
 - (2) 内部通報制度の体制強化のため、法務部門および監査役に設置した窓口に加え、経営陣から高い独立性を持つ顧問弁護士2名を担当とした外部窓口を設置し、通報窓口の拡充と実効性の強化を図りました。
 - (3) 当社及び子会社の全役職員に対し、e-ラーニングによるコンプライアンス教育を定期的に変更しました。
2. **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に管理しております。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理マニュアル」に定めるリスクの分類・把握を行うとともに、それぞれのリスクについて検証し適宜、マニュアルの改訂を行っております。

また、当社経営幹部及び子会社の経営者に対して、外部講師による各種ハラスメントについての講習会を開催し、リスクの予防措置を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 社外役員と社長等経営幹部との懇談会や本部長会議など定められた会議は適正に実施するとともに適宜、社外役員との意見交換を実施しコミュニケーションの向上に努めました。
- (2) 社外役員に対し、個別に取締役会付議事項の事前説明を必要に応じ実施しました。
- (3) グループ会社監査役ミーティングを開催し、グループ内の情報共有を図りました。
- (4) 社外役員に対し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を支援するため、適宜必要な情報を入手できる環境を整えました。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営陣幹部を対象にコンプライアンス教育と財務・会計に係る教育を実施しました。

また、当社及び子会社の役職員のレベルアップ及び社内情報の周知徹底を目的とした、e-ラーニングによる各種教育を実施しました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査機能強化を図るために、業務執行から独立した「監査役会事務局」を設置し、監査役の職務を補助しております。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会及び重要な会議体への出席や稟議書等重要な文書の閲覧などを通じて、業務執行状況を把握し、適宜報告を求めております。また、適宜必要な情報を入手できる環境を整えました。

また、社外監査役を1名増員し、業務監査体制および会計監査体制の充実を図りました。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員から報告を受け、また出席した各会議体から得た情報を社外取締役及び社外監査役と共有するとともに、必要に応じ意見を表明しています。また、常勤監査役は意見交換会を代表取締役及び社外取締役、社外監査役と毎月実施するとともに、会計監査人及び内部監査部門と四半期ごとに意見交換を実施し、緊密な関係を保っております。

9 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特に記載すべき事項はありません。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	73,791	流動負債	35,622
現金預金	28,259	支払手形・工事未払金等	12,470
受取手形・完成工事未収入金等	33,555	電子記録債務	7,817
電子記録債権	5,778	短期借入金	815
有価証券	1,999	未払法人税等	2,879
未成工事支出金	2,331	未払費用	2,689
その他たな卸資産	513	未成工事受入金	2,835
その他	1,396	工事損失引当金	21
貸倒引当金	△42	完成工事補償引当金	155
		その他	5,937
固定資産	38,819	固定負債	1,069
有形固定資産	21,995	再評価に係る繰延税金負債	786
建物・構築物	6,691	長期未払金	110
機械装置、運搬具及び工具器具備品	3,627	繰延税金負債	2
土地	11,419	リース債務	15
リース資産	29	役員株式給付引当金	91
建設仮勘定	228	その他	62
無形固定資産	299	負債合計	36,692
ソフトウェア	288	純資産の部	
その他	10	株主資本	75,355
投資その他の資産	16,524	資本金	6,119
投資有価証券	7,449	資本剰余金	6,358
破産更生債権等	6	利益剰余金	65,761
繰延税金資産	975	自己株式	△2,883
退職給付に係る資産	2,130	その他の包括利益累計額	465
投資用不動産	2,991	その他有価証券評価差額金	589
その他	3,337	土地再評価差額金	△1,082
貸倒引当金	△367	為替換算調整勘定	516
		退職給付に係る調整累計額	441
資産合計	112,610	非支配株主持分	96
		純資産合計	75,917
		負債及び純資産合計	112,610

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	107,645
売上高	563
売上高	108,209
売上高	85,564
売上高	477
売上高	86,041
売上高	22,081
売上高	86
売上高	22,168
売上高	10,440
売上高	11,727
受取利息	116
受取利息	18
受取利息	165
受取利息	55
受取利息	101
受取利息	284
受取利息	89
受取利息	25
受取利息	1
受取利息	12
受取利息	74
受取利息	109
受取利息	44
受取利息	154
受取利息	422
受取利息	12,136
受取利息	12
受取利息	115
受取利息	4
受取利息	5
受取利息	9
受取利息	12,254
受取利息	3,672
受取利息	△43
受取利息	3,629
受取利息	8,625
受取利息	△14
受取利息	8,640

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	6,119	6,358	59,276	△2,793	68,960
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,130		△2,130
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,640		8,640
自己株式の取得				△90	△90
土地再評価差額金の取崩			△25		△25
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,484	△90	6,394
2021年3月31日残高	6,119	6,358	65,761	△2,883	75,355

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年4月1日残高	87	△1,107	450	△285	△855	109	68,215
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,130
親会社株主に帰属する当期純利益							8,640
自己株式の取得							△90
土地再評価差額金の取崩							△25
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	501	25	66	727	1,321	△12	1,308
連結会計年度中の変動額合計	501	25	66	727	1,321	△12	7,702
2021年3月31日残高	589	△1,082	516	441	465	96	75,917

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	57,670	流動負債	29,982
現金預金	19,390	支払手形	1,691
受取手形	1,975	電子記録債権	7,817
電子記録債権	5,735	工事未払金	8,930
完成工事未収入金	25,284	未払法人税等	2,675
有価証券	1,999	未成工事受入金	1,367
未成工事支出金	1,764	未払費用	2,228
その他たな卸資産	232	完成工事補償引当金	148
その他	1,324	工事損失引当金	3
貸倒引当金	△38	リース債務	12
固定資産	35,850	その他	5,105
有形固定資産	20,197	固定負債	908
建物・構築物	6,031	再評価に係る繰延税金負債	786
機械装置・運搬具	2,638	リース債務	15
工具器具・備品	405	役員株式給付引当金	91
土地	10,876	その他	14
リース資産	28	負債合計	30,891
建設仮勘定	216	純資産の部	
無形固定資産	285	株主資本	63,122
ソフトウェア	285	資本金	6,119
投資その他の資産	15,367	資本剰余金	6,358
投資有価証券	2,666	資本準備金	6,358
関係会社株式	4,243	利益剰余金	53,528
関係会社貸付金	120	利益準備金	1,221
破産更生債権等	6	その他利益剰余金	52,307
前払年金費用	1,543	圧縮記帳積立金	13
繰延税金資産	1,170	別途積立金	15,258
その他	5,981	繰越利益剰余金	37,035
貸倒引当金	△365	自己株式	△2,883
資産合計	93,520	評価・換算差額等	△492
		その他有価証券評価差額金	589
		土地再評価差額金	△1,082
		純資産合計	62,629
		負債及び純資産合計	93,520

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		89,918
売上原価		70,524
売上総利益		19,393
販売費及び一般管理費		9,104
営業利益		10,289
営業外収益		
受取利息配当金	171	
受取口イヤリテイ	18	
固定資産賃貸料	162	
受取保険金	55	
為替差益	95	
その他営業外収益	62	565
営業外費用		
支払利息	0	
支払手数料	14	
支払保証料	69	
賃取入原価	109	
事務所閉鎖費用	44	
その他営業外費用	144	383
経常利益		10,471
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	115	123
特別損失		
固定資産売却損及び除却損	4	
和解	5	9
税引前当期純利益		10,584
法人税・住民税及び事業税	3,249	
法人税等調整額	△43	3,206
当期純利益		7,378

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金
		資本準備金	利益準備金
2020年4月1日残高	6,119	6,358	1,221
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2021年3月31日残高	6,119	6,358	1,221

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金			利益剰余金合計			
	その他利益剰余金						
	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2020年4月1日残高	29	15,258	31,797	48,306	△2,793	57,990	
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩	△15		15	-		-	
剰余金の配当			△2,130	△2,130		△2,130	
当期純利益			7,378	7,378		7,378	
自己株式の取得					△90	△90	
土地再評価差額金の取崩			△25	△25		△25	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	△15	-	5,238	5,222	△90	5,132	
2021年3月31日残高	13	15,258	37,035	53,528	△2,883	63,122	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	87	△1,107	△1,019	56,970
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				－
剰余金の配当				△2,130
当期純利益				7,378
自己株式の取得				△90
土地再評価差額金の取崩				△25
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	501	25	526	526
事業年度中の変動額合計	501	25	526	5,659
2021年3月31日残高	589	△1,082	△492	62,629

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月14日

ライト工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 秀明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村 崇 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ライト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年6月14日

ライト工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 秀明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 崇 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月14日

ライト工業株式会社 監査役会

監査役(常勤)	木下博之 [㊟]
監査役	宮城信二 [㊟]
監査役	前波吉伸 [㊟]
監査役	丸野登紀子 [㊟]

(注) 監査役宮城信二、監査役前波吉伸及び監査役丸野登紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図



アルカディア市ヶ谷 私学会館 3階 富士(西)の間

東京都千代田区九段北四丁目2番25号



交通のご案内

- ▶ JR 総武線 中央本線(各駅停車) 市ヶ谷駅 徒歩約2分
- ▶ 東京メトロ南北線 市ヶ谷駅 地下鉄 出口1 徒歩約2分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 市ヶ谷駅 地下鉄 A1出口 徒歩約2分
- ▶ 都営新宿線 市ヶ谷駅 地下鉄 A1出口 徒歩約2分

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

